第17回入善町農業委員会議事録

平成27年12月1日午後1時30分から第17回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番	綿利秋	3番	笹原信一	4番	塚田周一	5番	長田 昭
6番	柳 澤 勝譽志	7番	寺崎敏明	8番	鍋嶋太郎	9番	紺 田 與規一
10番	愛場正利	11番	窪 野 俊 和	13番	松 原 二美榮	14番	上島幸夫
15番	松澤孝浩	16番	市森孝義	17番	中 島 由起子	18番	手 塚 喜志子

欠席委員 1名

2番 中島茂樹 12番 酒井良博

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長 真 岩 芳 宣 入善町農業委員会 主 幹 板 倉 晴 入善町農業委員会 主 任 上 田 安 彦 入善町農業委員会 主 事 上 田 敬 章 入善町農業委員会 主 事 補 金 山 久 徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1 会期及び議事日程の件

日程第2 議事録署名委員決定の件

日程第3 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第59号 農地法第5条の規定による意見進達について

日程第5 議案第60号 農用地利用集積計画の決定について

議長(鍋嶋 太郎)

皆さん、お疲れ様です。新聞において、28年産の生産数量目標が全国で743万トンと発表されたところですが、年間8万トンずつ減っていく見込みとなっております。富山県におきましても約2千トン減となっており、生産者の経営意識や知恵が必要となってくると思われます。

さて、先日の先進地視察研修は大変有意義なものになったものと思います。安曇野は、山間の中山間地かと想像しておりましたが、入善町と同じ扇状地ということを知りました。その中で北穂アグリの大規模な設備投資を目の当りにし、我々には考えられない規模のものでしたが、その投資が彼にとっては、これからの経営計画なのでしょう。私たちも、私たちのやり方を模索していかなければいけないと強く実感したところであります。

農業委員会におきましても、平成28年度より制度が変わりますが、我々の任期は平成29年7月までありますので、他市長村等の情報を得ながら進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 それでは、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは第17回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

-- 議事録署名委員決定の件 --

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。1番綿委員と18番手塚委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第58号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第58号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在は、下山〇〇外4筆のの計5筆で、台帳地目、現況地目、ともに田、面積は合計で12,244㎡です。

譲渡人は、下山○○番地の○○さんで、譲受人は、朝日町下野○○番地の○○さんです。

譲渡人である○○さんの権利の整理のため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から自動車で5分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、通年にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、この次の申請番号2番の申請地と合わせて42,218㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、 原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における 農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を 満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると 考えます。

申請番号2番、農地の所在地は、下山〇〇外1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は合計で1,837㎡です。

譲渡人は、富山市城村○○番地の○○さんで、譲受人は、朝日町下野○○番地の○○さんです。

- ○○さんは○○さんと親子関係であり、○○さん同様、権利整理のため今回の申請となりました。
- 3条許可要件の確認ですが、譲受人は、申請番号1番と同じため、許可要件の全てを満たしていると 考えます。

申請番号3番、農地の所在地は、東狐〇〇、台帳地目、現況地目ともに田、面積は1,671㎡です。 譲渡人は、東狐〇〇番地の〇〇さん、譲受人は東狐〇〇番地の〇〇さんです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は作業所から100mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、通年にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、290,452,㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、 原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における 農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を 満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると 考えます。

申請番号4番、農地の所在は、舟見○○で、台帳地目、現況地目、ともに田、面積は39㎡です。

譲渡人は、京都府向日市寺戸町大牧○番地の○○さんで、譲受人は、舟見○○番地の○○さんです。

○○さんは京都在住ですが、舟見に権利が残っている農地があったため、権利の整理のため、今回の 申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具を導入予定ということ、通作距離は居住地から徒歩10分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、7か月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、8,409,m²となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、 原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における 農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を 満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると 考えます。

以上4件です。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

寺崎委員

申請番号1番及び2番の確認を行いました。財産整理に合わせ、近くの耕作者に農地を任せる申請であり、事務局の説明のあったとおりです。

長田委員

申請番号3番を確認しました。仲間田の一部で、〇〇の経営地であり問題ないと思います。

愛場委員

申請番号4番は私です。小さい小作地をまとめた部分の一部であり、権利整理であり問題ありません。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第58号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第59号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第59号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

まず、申請番号1番、申請地は入善町東狐〇〇の計1筆、台帳地目が畑、現況地目が宅地で、面積は182㎡です。譲渡人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんです。 転用目的は「自己住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人と譲渡人は、親子で、現在、申請地を含む隣の宅地を一区画とした土地に母所有の住宅があります。今回申請人の○○さんは、建物を母より贈与取得しリフォームをしたいと考え申請地での転用申請となりました。申請地は、住宅スペースの一部として利用する計画であり、必要な面積と考えられます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「自己住宅敷地」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種 農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者はなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者の父が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、昭和56年に申請地に住宅を建築してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

次に、申請番号2番、申請地は入善町入膳字東寺田○○の計1筆、台帳地目は田、現況地目は畑で、面積は13㎡です。譲渡人は入善町入膳○○番地の○○さんで、譲受人は入善町入膳○○番地の○○さんです。転用目的は「駐車場敷地拡張」で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の○○さんは、現在、申請地の隣でアパート経営をしており、隣接地に駐車場を設置していますが、駐車スペースが狭いため土地を取得し拡張したいと考え、今回の申請地での転用申請となりました。申請地は、駐車場として造成する計画であり、面積は13㎡と必要な面積と考えられます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する 用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)の工の(イ)に規 定されている許可基準のとおり、第3種農地の転用は許可することができること、また、農地の代替性 は問われないことから、農地の区分と転用目的、及び代替性については問題ないと認められます。

また、申請地は用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続いて、申請番号3番、申請地は入善町東狐〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は259㎡です。譲渡人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん外1名で、譲受人は入善町入膳〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の○○さんは、現在、自己所有の住宅がないため入善町内のアパートに住んでいましたが、子どもの出産を機に、子どもが小さく世話をお願いするため、また、実家の両親の世話をすることを考え、

実家の側で住宅の建築を計画し、今回の申請地での転用申請となりました。申請地は、住宅、駐車スペースとして利用する計画ですが、面積は259㎡と一般住宅の基準を満たしています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種 農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成27年10月21日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者の同意書及び、入 善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に、申請番号4番、申請地は入善町横山字道下〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は354㎡です。譲渡人は入善町横山〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町青木〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の○○さんは、現在、自己所有の住宅がないため入善町内のアパートに住んでいましたが、子どもが小さく世話をお願いしたいと考え、妻の父より土地を借り受け、実家の側で住宅の建築を計画し、今回の申請地での転用申請となりました。申請地は、住宅、駐車スペースとして利用する計画ですが、面積は354㎡と一般住宅の基準を満たしています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」で、運用通知第2の 1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住 する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認め られることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種 農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。 以上、4件になります。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

申請番号1番と3番の確認をしました。事務局の説明のとおりで、転用されても、周囲の農地には支障がないと認められます。

綿委員

申請番号2番について確認しました。用途地域内であり、問題ありません。

紺田委員

申請番号4番について確認しましたが、譲受人の妻の実家の側で建てたいとのことで、周りの営農に も影響はありません。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第59号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、 ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第5、議案第60号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から 説明をお願いいたします。

事務局

議案第60号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成27年12月1日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規6件、更新19件の申請があります。今回は地区ごと報告させていただきます。

まず新規です。

飯野地区は1件、1筆、316㎡。

小摺戸地区は2件、5筆、11,010㎡。

新屋地区は2件、7筆、16,411㎡。

横山地区は1件、1筆、1,135㎡。

以上、新規の合計は、6件、14筆、28,872㎡です。

続いて更新です。

上原地区は2件、8筆、17,860㎡。

飯野地区は3件、3筆、5,703㎡。

小摺戸地区は5件、44筆、26,759.27㎡。

新屋地区は5件、19筆、37,916㎡。

横山地区は3件、7筆、12,582m²。

舟見地区は1件、1筆、2,534㎡。

以上、更新の合計は、19件、82筆、103,354.27㎡です。

今回は新規と更新合わせて合計25件、96筆、132,226.27㎡の申請です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用 地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合してい ると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該

当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎

何もございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第60号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

人・農地プランの変更について。入善町では、認定農業者、認定新規就農者、入善町フル活用ビジョン農家を人・農地プランの地域の中心となる経営体として位置付けています。今回新たに認定農業者となる者を地域の中心となる経営体に追加します。

更に、現在プランに位置付けられている地域以外でも農地を集積するため、他地域へ追加します。 今回の更新で地域の中心となる経営体数は、地域の重複を除くと160経営体、総合計は223経営体となります。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、他にご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第17回入善町農業委員会を閉会いたします。 次回は、平成28年1月12日 火曜日、午後3時00分から行います。

(閉会 午後2時19分)